広報

みなみ

4

にぎやかな過疎のまち“にぎやかそ”美波町 -minami-

2025.Apr No.229

【今月の表紙】
樵木林業が日本農業遺産に
登録されました!

美波町を含む徳島県南部地域の官民連携で取り組む「樵木（こりき）林業」が日本農業遺産※1に認定

この度、徳島県南部地域の徳島県、美波町、阿南市、牟岐町、海陽町および複数の民間団体で構成された「とくしま樵木林業推進協議会」が申請した「みなみ阿波の樵木林業システム―照葉樹林に育まれた里山、里海の物語―」が、日本農業遺産に認定されました。

●樵木（こりき）林業とは

照葉樹林（カシ、シイ等）を対象に、特定の太さに生長した木のみを伐採し、細い木は残す「択伐矮林（たくばつわいりん）更新法」を用いた伐採方法で、残された木々が生長しやすい環境を整えます。また、その後に切り口周辺から芽が出て育つ「萌芽（ほうが）更新」の手法を採用しています。高い生産性、品質の均一化に優れているなどの特徴があり、かつ森林の生態系維持や土壌保全にも優れた希少な伐採方法です。

従来の樵木林業では伐採周期が8年～12年でしたが、現在では太い木の需要もあることから、20年～30年の周期で伐採を行うこともあります。

●歴史

徳島県南部地域の森林は、江戸時代より常緑広葉樹林が地域の大部分を占めており、豊富な資源を利用して薪や炭を生産し、地域経済に貢献していました。樵木林業には約350年の歴史があり、室町時代には阪神地域（現在の和歌山市～西宮市）の港に出荷されていた記録が残っており、薪が地域の林産収入のなかで最大の品目であったとされています。炭についても白炭や黒炭が生産されていたと記述が残っています。

現在は白炭（備長炭含む）や薪、シイタケ菌床、生しいたけが樵木林業の商品となっています。

●環境への影響

多様な樹種で構成される森林は、豪雨による土砂流出の抑制や、強風による根起こりへの耐久性向上、さらには魚付き林の保全など、地域の生態系や里山、里海の保全に寄与しています。

※1…日本農業遺産は、世代を超えて継承され、社会や環境に適応しながら発展してきた伝統的な農林水産業と、それに関連する文化、景観、生物多様性などが一体となった地域を、農林水産大臣が認定する制度です。地域固有の農林業の価値を未来へ継承することを目的としています。（※農林水産省公式サイトより）

詳しくは、農林水産省公式サイトよりご覧ください→

●美波町内での取り組み紹介・コメント

〈樵木林業研究会・会長 谷崎 栄之〉

私が赤松で生まれた頃（1955）は、炭と薪で命を繋いでいました。灯油がない時代で、冬は囲炉裏や火鉢に炭をくべて暖をとり、風呂は裏山から切り出した薪でわかしていました。1950～60年代の石炭から石油へのエネルギー革命の時代まで、山にあるエネルギー源をうまく活用していたのが「樵木林業」でした。

「海部の樵木林業」が2017年日本森林学会から日本林業遺産に認定され、この度「みなみ阿波の樵木林業システム」が2025年農林水産省から日本農業遺産に認定されました。「樵木林業」が日本の未来を支えるエネルギーシステムであり、日本を代表する貴重な価値であることが認定されたのです。

再び「樵木林業」が美波町の活性化に貢献し、私たちの暮らしが炭と薪の力で豊かになることを期待しています。

〈株式会社四国の右下木の会社〉

当社は2021年の設立以来、美波町伝統の「樵木林業」の再興に取り組んでいます。美波町の里山は、長い歴史の中で地域の暮らしや文化を育んできた「地域の宝」です。しかし、現在その価値が十分に活かされておらず、里山の荒廃が進行しています。当社は、樵木林業で伐採した木材を活用し「樵木備長炭」や「樵木薪」の製造・販売することで、「地域の宝」を再び活用し、里山の環境を回復させるとともに、持続可能なまちづくりの実現を目指し活動しています。

環境回復の重要性が高まり、里山の価値が再評価されつつある今こそ、美波町発祥のこの技術と思想を全国へ広めていくべきだと強く感じております。私たちは、地域の未来を守り、次世代へ価値ある里山を引き継ぐため、今後も引き続き努力を重ねて参ります。

【問い合わせ】
◇記事に関して
役場政策推進課☎0884-77-3616
◇樵木林業や農業遺産に関して
役場産業振興課☎0884-77-3617
とくしま樵木林業推進協議会事務局
（徳島県南部総合県民局農林水産部美波庁舎）
林務担当☎0884-74-7485

株式会社テレコメディア様と地域貢献に関する包括連携協定を締結しました

3月5日、美波町役場で、（株）テレコメディアと災害時における業務支援や情報発信、SDGsの推進等に関する包括連携協定を締結しました。

この協定では、美波町と（株）テレコメディア様の相互の資源を活用した、災害時での業務支援や平時での安全・安心の確保、地域に密着した情報発信やイベント、SDGs推進の事業等で連携することで、持続可能なまちづくりを実現することを目的としています。町長は「専門的な知識をお借りしながら、もしもの災害時での対応や平時における美波町の発展に協働で取り組みたい」とコメントされました。

もくじ contents

05 「にぎやかそ」につながる SDG s
・株式会社ナカバリコートの取り組み

06 いきいき健康情報
・「認知症ケアパス」をご存知ですか?
・地域包括支援センター行事予定&保健事業一覧　ほか

08 税のお知らせ
・固定資産税課税台帳の閲覧について
・令和 7 年度各種納税の納期　ほか

10 年金のお知らせ
・令和 7 年度国民年金保険料について

11 教育・子育て
・ひとり親家庭等の入学祝金について　ほか

12 健康増進のお知らせ
・令和 7 年度から 65 歳以上の方などを対象に帯状疱疹ワクチンの定期接種を実施します　ほか

14 Information
・美波町公式 LINE から防災・緊急情報をご確認いただけます
・ネーミングライツパートナー募集について　ほか

20 心温かい人々が暮らす町

21 ウミガメの産卵・ウミガメ News Letter

22 町民文芸
世界の言語
美波の文化・歴史を訪ねる

23 HIWASA Library News

24 にぎやかそクイズ　ほか

みなみの魅力情報

イベント情報、最近の話題、災害時の警報・避難所など、美波町の情報を発信しています。

Instagram　facebook　Youtube　X(旧 twitter)

株式会社ナカバリコート（建設業）

社会・環境に配慮した豊かなライフスタイルの実現を目指す

関連するゴール

今後に向けた取り組み

カーボンニュートラルの実現に向けて材料の開発を行っているメーカーの材料を積極的に使用し地域に根差した防水工事業者として住み続けられる地域づくりに貢献し環境と価値を創生する企業を目指していきます。

・社員一人ひとりの能力向上を目的とし資格取得支援などの人材育成にも力を入れ、働き甲斐のある職場づくりに努めていきます。
・地域の色々なイベントへの参加・協賛を通じて地域貢献にも取り組んでいきます。

会社概要・SDGsに関する取り組み方針

弊社は『これまでも　これからも　安心できる防水』をモットーに地域に根差した防水工事業者として、環境に配慮した材料の選択及び提案を行い、高品質かつ安全な工事を通じて住み続けられる地域づくりに貢献してまいりました。また、地域に寄り添った事業活動を行うとともに、地域ボランティア、各イベントへの協賛を通じて持続可能な地域社会の貢献に努めてまいります。

これまでの取り組み

・紙資源としてリサイクル出来るエコな紙製クリアファイルを作成
・省エネにつながる断熱や遮熱など環境に配慮した防水工事のご提案
・廃棄物の分別徹底とリサイクル推進
・地域のイベントに参加し、子供からお年寄りまで楽しめる [射的] を提供

メッセージ

・SDGsの基礎知識の習得メンバー全員がSDGsについての理解を深める。
・社内教育制度の設定：社員がSDGsについて理解し実践できるよう社内プログラムを設定し全社員が目標に向かって取り組む基盤を整える。
・地域活動への参加：地域社会との連携を強化するために地域活動への積極的な参加を推進する。
・SDGsの考え方に賛同し活動を通じて地域・社会および持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指します。

いきいき 健康情報
Health Information

いきいきと健康的な生活を過ごすため、美波町健康増進課や福祉課による健康情報をご紹介します。

美波町認知症ケアパス

【本記事に関するお問合せ】
役場福祉課☎0884-77-3614
地域包括支援センター
☎0884-77-1171

「認知症ケアパス」をご存じですか?

「認知症ケアパス」とは、『認知症の状態に応じた適切なサービスの流れ』をまとめたものです。認知症は若年期でかかることもあり、家族や身近な人が発症するなど、誰もがかかる可能性のあるとても身近なものとなりました。

「美波町認知症ケアパス」では認知症の予防と備えの段階から認知症発症後の症状が進行していく中で、本人やその家族が、いつ、どこで、どのような『医療』『介護』『支援』を受けることができるのかなどの流れを大まかに示しています。

認知症の進行(右へ行くほど進行しています)

	備え	軽度	重度
認知症の程度	加齢による物忘れ	見守りがあれば日常生活は自立	常に介護が必要
本人の様子や症状	・もの忘れがあっても、ヒントがあれば思い出す	・直前のことを忘れてしまったり、同じ話を何度も繰り返す ・時間や日付、曜日がわからなくなったり、判断能力が低下する	・食事、排泄などの日々の行為が難しくなる ・言葉による意思表示が減る ・ベッド上での生活が増える
家族など介護者の対応	・認知症について関心を持つ ・生活習慣の見直しや認知症予防の取組に協力する	・介護サービスを検討する ・同じことを言われたり、きかれたりしてもきちんと答える ・本人ができないことをサポートする	・介護と看護を組み合わせる ・コミュニケーションを工夫する ・住み替えの検討 ・終末期に備える

※上記症状に応じたサービスや支援のおおよその目安が、「美波町ケアパス」内に表示されています。

例) 備えの段階
○医療 … かかりつけ医または認知症コールセンターへ相談
○介護 … 美波町地域包括支援センターへ相談(介護保険・認知症の相談窓口)
○介護予防 … 美波町一般介護予防支援事業(対象者:65歳以上の方)
趣味の活動・社会参加(シルバー人材センター・ボランティア活動など)
○見守り・日常生活の支援 … 配食サービス、緊急通報装置 など
※一部利用条件があります。

認知症サポーター

美波町では認知症サポーター&認知症キッズサポーターを養成しております。

●認知症サポーターとは?
認知症について正しく理解し、認知症を発症した方やそのご家族を温かく見守り支える応援者のことです。何か特別なことをする人ではありません。

●認知症サポーターになるには?
「認知症サポーター養成講座」を受講することで、どなたでもサポーターになることができます。講座は1時間半程度、受講料は無料です。

【お問い合わせ】
役場福祉課☎0884-77-3614 / 美波町包括支援センター☎0884-77-1171

地域包括支援センター行事予定 ※申込は不要です。

【お問い合わせ】地域包括支援センター☎ 0884-77-1171

日程			イベント名	時間	会場
5月	1日	木	リハビリ体操	13:30〜15:00	由岐公民館
	8日	木	ノルディック・ウォーク	14:00〜16:00	日和佐公民館
	9日	金	手芸講座	13:30〜15:30	日和佐公民館
	12日	月	いきいき体操	13:30〜15:00	由岐公民館
	13日	火	手芸講座	13:30〜15:30	木岐公民館
			ストレッチ教室	10:00〜11:00	日和佐公民館
			脳若返り教室	14:00〜15:00	日和佐公民館
	15日	木	いきいき体操	13:30〜15:00	日和佐公民館
	20日	火	ストレッチ教室	10:00〜11:00	日和佐公民館
	22日	木	リハビリ体操	13:30〜15:00	日和佐公民館
	27日	火	ストレッチ教室	10:00〜11:00	日和佐公民館

保健事業一覧 ※事前予約が必要です。

【お問い合わせ】健康増進課☎ 0884-77-3621

日程			イベント名		時間	会場
4月	15日	火	女性とこどものケアルーム	赤ちゃん教室	10:00〜11:30	美波町医療保健センター
				個別相談	13:00〜16:00	
	23日	水	けんこう運動教室		19:30〜21:00	日和佐公民館
	24日	木	こころの相談		予約制	美波町医療保健センター

特定健診を受けていただくことで…

〜「今は何も症状がないから大丈夫」、それ本当に大丈夫ですか?〜

皆さん毎年、健診は受けていますか?健診では何を見ているのかというと、血管を傷めるリスクはないか、また実際に動脈硬化が起こってきていないかを見ています。脳卒中や心疾患、腎臓病などの生活習慣病は、血管内皮細胞(血管の内側の細胞)が傷むことで起こってきます。ただ、早期は自覚症状がないため、健診の結果から普段の生活を振り返り自分の身体の状態を知ってみませんか?そして、血管を守って、脳や心臓、腎臓の病気を予防していきませんか?

税のお知らせ
Tax Infomation

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

役場税務課ではこの期間中、土地･家屋価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が自己所有の土地・家屋の価格と隣接の土地・家屋の価格を比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。

●縦覧期間

令和7年4月1日(火)から令和7年9月1日(月)まで
※受付時間：8:30～17:15(土・日・祝日のぞく)

●縦覧できる人

・町内に所在する土地や家屋の固定資産税の納税者
・納税者と同居の親族(確認が必要)
・代理人(納税者からの委任状が必要)
・納税管理人(納税通知書や課税明細書の提示が必要)
※いずれの場合も納税者所有の土地や家屋が免税点未満の場合は縦覧できません。

●縦覧場所

美波町役場本庁税務課　及び　美波町役場由岐支所

●注意点

・手数料は無料です
・コピー不可となります
・特定の土地の評価額を知りたい、特定の個人が新築した家屋の評価額を知りたいなど、趣旨に逸脱することが明らかな申請は不可となります。

固定資産税課税台帳の閲覧について

自己資産について記載された部分を 1 年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。ご自分の所有している土地・家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

●閲覧期間

1年中※受付時間：8:30～17:15
(土・日・祝日および年末年始のぞく)

●閲覧できる人

・納税者
・納税者と同居の親族(確認が必要)
・借地人、借家人
・代理人(納税者からの委任状が必要)

●閲覧場所

美波町役場本庁税務課

●手数料

300 円

令和 7 年度各種納税の納期

令和 7 年度の各町税の納期日は、次のとおりとなります。口座振替の方は、納期日の前日までに口座にご入金をお願いいたします。納期までにご納付いただけない場合は、納期日の 20 日以内に督促状を発送いたしますので、納期までにご納付をお願いいたします。

	令和 7 年							令和 8 年		
	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	1/5	2/2	3/2
軽自動車税	全期									
固定資産税	全期／1 期				2 期			3 期		
町県民税		全期／1 期			2 期			3 期		
国民健康保険税			全期／1 期	2 期		3 期	4 期		5 期	6 期

※軽自動車税（種別割）の納期限が変更になります

●納期限の変更

令和7年度から、軽自動車税（種別割）の納期限を変更します。
【変更前】4月30日　【変更後】5月31日
※納期限が土・日曜日、祝日の場合は、その翌営業日が納期限となります。

●納期限変更理由

納付期間を十分に確保するとともに、賦課期日(4月1日)における軽自動車の取得・廃車などの取得状況を確認し、より適切な課税を図るためです。
※賦課期日は従来どおり4月1日です。

●納税通知書の発送時期

令和7年度から、毎年5月上旬に発送となります。
5月下旬になっても納税通知書が届かない場合は、役場税務課までご連絡ください。

●納税証明書（継続検査用）の有効期限

令和6年度の車検継続用の納税証明書の有効期限が令和7年4月30日となっております。
有効期限以降に車検を受けられる予定の方は、納税証明書の有効期限を令和7年5月31日まで延長し再発行いたしますので、役場税務課までお問い合わせください。

●家屋を新築または取り壊したら連絡を

家屋を滅失したら、役場税務課へご連絡ください。ご連絡がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されずに、固定資産税が課税されたままとなることがあります。また、登記をされている家屋を取り壊した場合や、土地の異動については、法務局で登記をされますようお願いいたします。

●各町税滞納の強化について

美波町では、これまでに徳島県と相互併任制度の活用など、各町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の滞納徴収強化に取り組んできております。
今年度も各町税を滞納されている方に対して、督促状・催告書等の送付にて連絡いたします。納付や納付相談等がなく、滞納を放置されますと法の定めにより財産（給与・預貯金・保険等）の差押え、徳島滞納整理機構への移管等の滞納処分を進めてまいりますので、納期日までに忘れずにご納付ください。

【お問い合わせ】役場税務課☎ 0884-77-3615

年金のお知らせ
Pension Infomation

令和７年度国民年金保険料について

●国民年金保険料の金額

令和7年度の国民年金保険料額は、「**月額17,510円**」です。

令和7年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和7年度の保険料改定率「1.030」を乗じることにより、17,510円となりました。

●便利でお得な納付方法をご利用ください

▶口座振替（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。

※引き落とし日は月の末日ですが、土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

▶クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。

さらに、「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。

▶電子納付

ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済等もご利用いただけます。

●国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

●産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

出産予定日の6か月前から手続きができますので、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

●会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（又は第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

●マイナポータルを利用した国民年金の加入手続・保険料免除申請等の電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予、学生納付特例及び産前産後免除の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

【お問い合わせ】役場住民生活課☎ 0884-77-3613

令和７年度美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。

●資格要件等

1）町内に住所を有する者の子弟で、大学（短大・高専・各種専門学校を含む）、高校に在学中、または入学が決定しており、学業及び人物が優秀な方

2）学資の支弁が困難と認められる方

※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

●奨学金貸与額

大学等：月額5万円以内（無利子）／高校：月額2万円以内（無利子）

●返還期間

卒業1年後から10年以内。

ただし、年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下回ることはできません。

●貸与者の決定

審査委員会を開催して貸与者を選考します。

●申請方法

申請書類は美波町役場のホームページから印刷できます。または、美波町教育委員会・由岐公民館に置いてあります。

申請書に必要事項を記入の上、期限までに美波町教育委員会へ提出してください。

●申請期限

令和7年5月7日（水）午後5時

【お問い合わせ】教育委員会☎ 0884-77-3620

ひとり親家庭等の入学祝金について

美波町では、ひとり親家庭等の児童及び遺児が小学校及び中学校に入学したときにおいて、入学を祝福すると共に、福祉増進を図ることを目的とし、入学祝金を贈与しております。

該当世帯で祝金の受け取りを希望される方は、申請が必要です。

●申請受付期間

令和7年4月9日（水）～令和7年5月30日（金）

●祝金額

児童１人につき１万円

●申請方法

申請書類等を美波町役場福祉課又は由岐支所にご提出ください。

郵送の場合は美波町役場福祉課宛てにご送付ください。

【手続きに必要な物】

1）ひとり親家庭等入学祝金交付申請書

2）ひとり親家庭等であることが確認できる書類（児童扶養手当証書、戸籍謄本など）

3）口座振込依頼書（口座振込を希望する場合）

【お問い合わせ】役場福祉課☎ 0884-77-3614

令和7年度から65歳以上の方などを対象に帯状疱疹ワクチンの定期接種を実施します

予防接種法の改正により令和7年4月1日から帯状疱疹ワクチンが定期接種となりました。今年度対象の方には案内を送付しますので接種をご検討ください。

●対象者：美波町に住民登録をしており、下記に該当する方

①令和7年度中（令和7年4月1日から令和8年3月31日）に以下の年齢となる誕生日を迎える人

年齢	生年月日
65歳	昭和35年4月2日　～　昭和36年4月1日　生まれ
70歳	昭和30年4月2日　～　昭和31年4月1日　生まれ
75歳	昭和25年4月2日　～　昭和26年4月1日　生まれ
80歳	昭和20年4月2日　～　昭和21年4月1日　生まれ
85歳	昭和15年4月2日　～　昭和16年4月1日　生まれ
90歳	昭和10年4月2日　～　昭和11年4月1日　生まれ
95歳	昭和　5年4月2日　～　昭和　6年4月1日　生まれ
100歳	大正14年4月2日　～　大正15年4月1日　生まれ
101歳以上	大正14年4月1日以前に生まれた人（今年度限り）

上記対象者が助成を受けられるのは今年度のみとなり、その後は任意接種（全額自己負担）となりますので、接種を希望される方は、今回の接種をお勧めします。

令和8年度から令和11年度までの間は、65歳の方に加えて、経過措置として70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人が対象者となります。

②60歳以上65歳未満の人で、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

●実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

●自己負担額：生ワクチン 4,000円 / 組換えワクチン 10,000円

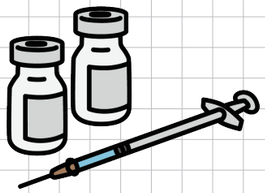

※生活保護世帯に属する人は免除
医療機関窓口で、生活保護受給証明書（南部総合県民局）を提示ください。
なお、接種期間外での接種は任意となり、町の助成を受けることはできません。

●持参するもの：予診票、接種済証、保険証

※ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に関する障害をお持ちの方は、身体障害者手帳をご持参ください。

●接種場所：広域化委託契約医療機関（通知と同封の医療機関一覧表に掲載）で行ってください

※事前に希望の医療機関へご連絡ください。

【帯状疱疹とは】

▶帯状疱疹は、水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱（みずぶくれ）が現れる皮膚の病気です。
▶合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。

【ワクチンについて】

▶帯状疱疹ワクチンには2種類あり、接種方法や、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なっています。

	生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK社）
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
接種回数と間隔	1回	2回（2か月以上の間隔をあける）※
接種条件	病気や治療によって、免疫の低下している方は接種できません。	免疫の状態に関わらず接種可能

※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。
その他不明な点は健康増進課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】健康増進課☎ 0884-77-3621

徳島県後期高齢者医療制度の保険料について

被保険者の皆様に納めていただく保険料は、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっていますので、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

●保険料の計算方法

保険料は、「均等割額」と「所得割額」の合計額です。※上限額：80 万円

▶均等割額：56,311 円　※被保険者が等しく負担
▶所得割額：「基礎控除後の総所得金額等」×「所得割率10.55%」　※被保険者の所得に応じて負担いただきます。

●保険料の軽減

所得の低い方および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方については、保険料の軽減制度があります。

▶均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合は、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	均等割額の軽減割合
43万円＋「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下	7 割
43万円＋「30万5千円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下	5 割
43万円＋「56万円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数- 1 ）」以下	2 割

▶被保険者の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。
ただし、上記の 7 割軽減に該当する場合は、7 割軽減が適用されます。

●保険料の納め方

年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。
納付方法は、「特別徴収（年金からの天引き）」と「普通徴収（納付書または口座振替による納付）」の2通りで、納付先はお住まいの市町村です。

【お問い合わせ】役場福祉課☎ 0884-77-3614

募 南阿波(阿南・那賀・美波・牟岐・海陽)定住自立圏連携事業
第49回(令和7年度)成人大学講座受講生募集

阿南市教育委員会生涯学習課☎ 0884-22-3391

成人大学は、さまざまな講演や現地研修など、学びの場を提供する生涯学習の事業です。定住自立圏構想のもと美波町の住民も参加できますので、興味のある方は内容をご確認のうえ、是非お申し込み下さい。

●定　　員：美波町20人※定員を超えた場合は抽選を行い、開講式の案内をもって当選とします。
●受講資格：学習意欲のある方
●受 講 料：年間1,500円(現地研修などは実費負担があります。)
●受講場所：阿南市文化会館ほか
●講座内容・日程(未定は調整中)※内容の変更や中止になる場合があります。

日　時	テーマ	場　所	内　容	講　師
5月17日(土) 10:00	◇開講式 第1回講座	文化会館 2階研修室	牟岐町の防災について	牟岐町危機管理監 白木健治さん
6月21日(土) 10:00	第2回講座 情報	文化会館 2階研修室	生成AIを学ぼう	ICT支援員 濱田忠彦さん(予定)
6月25日(水) 13:30～15:00	選択講座 教育	富岡公民館 OA室	プログラミング教育 について	ICT支援員 濱田忠彦さん(予定)
9月20日(土) 10:00	第3回講座 健康	文化会館 2階研修室	健腸寿命を延ばそう! 「健康長寿メソッド」	徳島ヤクルト販売(株)
10月18日(土) 10:00	第4回講座 自然環境	富岡公民館 2階大ホール	那賀町の自然環境と 保護活動	那賀川野菊・鷲敷菊 保存会代表 福富純一郎さん
11月	選択講座 現地研修	牟岐町	未　定	未　定
12月7日(日) 10:00(予定)	第5回講座 人権フェスティバル 参加	文化会館 (予定)	未　定	未　定
1月24日(土) 10:30(予定)	第6回講座 生涯学習推進大会 参加	文化会館 2階研修室	未　定	未　定
2月28日(土) 10:00	第7回講座 消費生活 ◇閉講式	文化会館 2階研修室	既存住宅の楽しい住ま い方(住まいのバリアフ リー・省エネ・耐震) (予定)	徳島県消費者情報 センター 中野真弘さん

※会場へは各自でお越し下さい。
※受講料は開講式のとき受付にてお預かりいたします。
▶申込方法　：はがきに住所、氏名、フリガナ、電話番号、携帯電話番号を記入の上、4月25日(金)までに阿南市教育委員会生涯学習課へお申し込みください。なお、電話での受付はいたしません。
▶問い合わせ：阿南市教育委員会生涯学習課(☎0884-22-3391)
〒774-8501　富岡町トノ町12番地3

i 令和７年度犬の登録および狂犬病予防注射の日程について

役場住民生活課☎ 0884-77-3613

令和７年度狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。狂犬病予防法により、生後 91 日以上の犬は毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。犬を飼われている皆さまは、お近くの実施場所で受けてください。予防注射は1回のみとなります。なお、予診表は注射当日に必ず記入してお持ちください。記入ができていない場合は時間が遅れる事になります。なお、時間は多少前後する場合があります。

●4月17日(木)※雨天の場合は5月13日(火)

地区名	場所（付近）	時間
西の地	美波町由岐支所	9:30 ～ 9:50
伊座利	伊座利漁港前	10:30 ～ 10:35
阿部	阿部公民館	11:00 ～ 11:10
志和岐	志和岐漁協	11:35 ～ 11:45
東由岐	東由岐公民館	11:50 ～ 12:00
西由岐	西由岐公民館	12:05 ～ 12:15
田井	田井団地浜口さん宅	12:20 ～ 12:25
	田井公民館	12:30 ～ 12:40
木岐	木岐公民館	12:45 ～ 12:55
	白浜公民館	13:00 ～ 13:05
	木岐奥公民館	13:10 ～ 13:20

地区名	場所（付近）	時間
桜町	美波保健所	14:20 ～ 14:30
外ノ磯	大黒利夫さん宅	14:35 ～ 14:45
桜町	海南タクシー	14:50 ～ 14:55
	おもちゃの城てるもと	15:00 ～ 15:05
東町	日和佐町漁協	15:10 ～ 15:20
	八幡神社	15:25 ～ 15:30
恵比須浜	津波避難タワー	15:35 ～ 15:45
田井	旧日和佐老人ホーム	15:50 ～ 15:55
西町	楠本組	16:00 ～ 16:05
井ノ上	教育センター	16:10 ～ 16:20

●4月24日(木)※中止の場合は5月20日(火)

地区名	場所（付近）	時間
町内全域	美波町役場	9:30 ～ 9:40
山河内	原田裕文さん宅	9:55 ～ 10:00
	旧出雲食堂	10:05 ～ 10:10
	消防山河内分団詰所	10:15 ～ 10:20
	府内バス停留所	10:25 ～ 10:30
	西山橋	10:35 ～ 10:40
	春田裕計さん宅	10:45 ～ 10:50
西河内	原ケ野バス停留所	11:05 ～ 11:10
	はりま集会所	11:15 ～ 11:20
	小尻美智子さん宅	11:25 ～ 11:30
	浜田安昭さん宅	11:35 ～ 11:40
	農協西河内事業所	11:45 ～ 11:50
寺込	ハラトウフテン	11:55 ～ 12:00
弁才天	道の駅日和佐物産館	12:05 ～ 12:10

地区名	場所（付近）	時間
赤松	農協赤松出張所	13:30 ～ 13:35
	赤松上集会所	13:40 ～ 13:45
	赤松こども園	13:50 ～ 13:55
	赤石橋	14:00 ～ 14:05
	井上建設	14:10 ～ 14:15
大戸	旧北川酒店前	14:35 ～ 14:45
	大戸バス停留所	14:50 ～ 14:55
	川越正武さん宅	15:05 ～ 15:10
	一ノ坂トンネル北側	15:15 ～ 15:20
北分	西谷橋	15:25 ～ 15:30
北河内	坂本栄さん宅	15:35 ～ 15:40
	北河内集会所	15:50 ～ 15:55
奥潟	奥潟公民館	16:00 ～ 16:05

▶料金
予防注射のみ 3,300 円／登録のみ 3,000 円／予防注射・登録 6,300 円
お釣りのいらないようにお願いします。
▶小雨の場合は実施します。
※登録は犬の生涯に１回のみ、注射は毎年１回行います。
※犬が死亡したとき、犬の所在地が変わったとき及び飼い主が変わったときは役場住民生活課まで届け出をしてください。
※登録していない犬や、放し飼いの犬は、野犬として捕獲します。

【犬を飼っているみなさんへ】
〇犬の運動・散歩時には、綱(リード)から放さずに、運動・散歩をさせるようにしましょう。
〇公園や道路などの公共の場所や、他人の敷地内でフンをして汚さないように、必ず袋などを持参して後始末をしましょう。
〇鑑札と注射済票は首輪に装着してください。法律で定められています。

美波町公式 LINE から防災・緊急情報をご確認いただけます

役場総務課☎ 0884-77-3611

スマートフォンアプリ【美波防災ナビ】をご活用ください!

美波町では、防災・減災に特化したスマートフォンアプリを運用しています。

このアプリは災害時に速やかに情報を配信し、停電時に告知端末・防災無線が聞き取りにくい場合や町外にいる場合でもスマートフォンに文字情報をお届けします。気象警報や避難情報も受け取れるため、早めの行動が可能になります。また、平時には津波緊急避難場所や洪水ハザードマップなどを確認することができます。

一度設定しておけば、いざという時の安心につながります。ご家族や身近な方と一緒に、防災について話し合いながら準備しておくのもおすすめです。ぜひご活用ください。

●美波町公式LINEアカウントからのインストールの方法についてご紹介します。

▶手順(Androidの例)

1. ①「メニューをひらく/とじる」から、②「防災・緊急」をタップしてください。
2. 「防災・緊急」メニューから、③「美波防災アプリ」をタップしてください。
3. Google Play ストアで、④「インストール」をタップしてください。
4. インストール済になったら、⑤「開く」をタップしてください。
5. 美波防災ナビ 利用規約をご確認いただけましたら、「同意する」をタップしてお進みください。

一例として、津波から避難する場合の経路の表示方法についてご紹介します。
現在地から最短距離の避難場所までの道順を地図で確認でき、迷わず避難できます。

▶手順(Androidの例)続き

6. ⑥「避難」ボタンをタップしてください。
7. ⑦「津波から避難する」をタップしてください。経路がGoogleマップに表示されます。

令和 7 年度隣保館教養文化活動講座生募集

日和佐隣保館☎ 0884-77-1199

隣保館では、各種講座を通じて町内の皆様の相互交流を促進するために、教養文化活動の講座生を募集します。お誘い合わせの上、ご参加ください。

講座名	募集人数	講座開催日	開始時間	場所	講師
太極拳	12名	毎月第1・3火曜日	19:00～	教養娯楽室(2Ｆ)	岡本裕之先生
ギター(初級)	20名	毎月第2・4金曜日	13:30～	教養娯楽室(2Ｆ)	永岡律子先生
手芸教室	10名	毎月第1・3水曜日	13:30～	保健衛生室(1Ｆ)	富田里美先生
ストーンアート(石の亀づくり)	10名	第2・4水曜日(6月～9月)	13:30～	保健衛生室(1Ｆ)	小原恒子先生

※手芸教室は、かぎ針とアクリル毛糸でタワシを作ります。
※受講希望の方は、4月30日(水)までに日和佐隣保館へお申し込みください。定員を超える場合は抽選で決定し、決定した方には通知をお送りします。なお、各教室とも5月の第3週目以降に開始します。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金について

役場住民生活課☎0884-77-3613
由岐支所☎0884-78-1111

町内の野良猫を増やさないために、不妊、去勢のための助成金を出しておりますので、ご活用ください。申請方法については、次のとおりです。よろしくお願いします。

【申請方法】

1. 役場または由岐支所にて申請書類を受領
2. 手術前の猫の撮影(耳が写るように)
3. 不妊・去勢手術を行う
   ※手術を実施した証明として、「耳カット」をしてもらってください。(特別な理由がある場合を除く)
   ※手術にかかった費用の領収書をもらってください。
4. 手術後の猫の撮影(耳が写るように)
5. 申請書類、領収書、写真を役場または由岐支所に提出
6. 助成金支払い(1匹につき上限15,000円)

【注意事項】

申請者は美波町住民基本台帳に記載されている者並びに町内に事業及び活動の拠点を有する団体で、かつ、飼い主のいない猫を管理している方に限ります。

※申請期限は毎年度１月末までです。

第 8 回室戸阿南海岸国定公園ウルトラマラソン大会 2025

ウルトラマラソン事務局☎ 090-3989-1006
FAX：0884-42-3032 / Mail：kafra@mb.pikara.ne.jp

室戸市、東洋町、海陽町、牟岐町、美波町、阿南市が一つに交わり全国・世界に発信できる地域資源を活かした観光の目玉となる「室戸阿南海岸国定公園ウルトラマラソン」を**4月27日(日)に開催**します。美波町でのウルトラランナーの通過時間は16番エイド(給水等設置場所)の「サンライン第一展望台」を午前10時から13時10分で、23番エイド(給水等設置場所)の阿部町「虻の巣休憩所」を午後1時10分から4時50分に通過します。交通規制等は行わないので交通安全を確保して沿道での応援をお願いします。

また、給水ボランティアを募集しています。詳しいコースやボランティアの内容及び申し込みは大会ホームページ(QRコード)をご覧ください。その他不明な点については下記の問い合わせ先にご連絡下さい。大会の協賛金も募集しています。

大会 HP は
こちら↑

ネーミングライツパートナー募集について

役場政策推進課☎ 0884-77-3616
Mail：seisakusuishin@minami.i-tokushima.jp

美波町では、町が所有する施設の愛称を命名する権利を事業者等に付与する「ネーミングライツパートナー」を募集しています。この取り組みにより、地域の魅力を発信し、企業との協力関係を構築することを目指しています。

この度、うみがめ博物館カレッタのリニューアルオープンに合わせて、整備中の広場の愛称を公募します。愛称の決定により、広場の親しみやすさを向上させ、地域の活性化を図ります。

美波町の豊かな自然環境や大浜海岸の美しい景観、SDGs未来都市としての取り組み、ウミガメ保護の歴史、そして産卵地としての重要性を広く伝えるために、この施設を通じて地域の魅力を発信し、美波町の発展に貢献する企業との協力関係を築いていきます。

●募集内容
対象施設：(仮称)うみがめ広場(国民宿舎うみがめ荘跡地)
応募資格：法人、法人以外の団体または法人等により構成された団体
希望ネーミングライツ料：年額120万円(消費税及び地方消費税は別途)
※120万円未満を希望される場合も申込みは可能です。
ネーミングライツ料は、町有施設の持続可能な運営と維持管理に活用されます。

●応募方法
応募される方は、所定の応募用紙に必要事項をご記入の上、提出してください。
応募用紙は役場または町ホームページからダウンロードできます。

ネーミングライツとは
町が所有する施設等に社名や商品名などの愛称をつけることができる権利(命名権)のことです。

ネーミングライツパートナーとは
命名権の対価(命名権料等)お支払いいただく事業者等です。

●応募締切
令和7年4月25日(金)※必着

現在整備中の国民宿舎うみがめ荘跡地は、美波町の観光拠点として、地元の人々と観光客が共に楽しむ場所に生まれ変わります。ネーミングライツを通じて、あなたのブランド名がこの魅力的な施設に刻まれることで、地域活性化に貢献しながら、貴社の認知度向上にもつながります。ぜひ、私たちと共に美波町の魅力を発信していきませんか?

素敵な愛称を考え、地域の皆さまに愛される広場を一緒に作り上げましょう!ご応募お待ちしております!

国民宿舎うみがめ荘の解体工事について
令和7年1月に国民宿舎うみがめ荘の解体工事が完了しました。
カレッタのリニューアルオープンに向け跡地整備を進めてまいります。引き続き、ご理解ご協力をお願いいたします。

四国南東部イベント情報コーナー

役場産業振興課☎ 0884-77-3617

令和4年11月24日、線路と道路の両方を走るDMV= デュアル・モード・ビークルが結ぶ徳島県南部と高知県東部の自治体や観光団体などが連携して観光客の誘致を図るため、新たに「四国南東部広域観光連携協議会」を設立しました。

この取組の一環として、域内のイベント情報をご紹介します。ちょっと足をのばして出かけてみませんか。

●徳島・高知　各地のイベント情報

イベント名	開催時期・期間	場所	問合せ先
牟岐マリンフェスティバル	令和7年4月27日(日) 10:00～	古牟岐公園 (徳島県牟岐町)	牟岐町産業課 0884-72-3419

※予定は変更になる場合があります。

4月定例教育委員会の日程

美波町教育委員会☎ 0884-77-3620

●日時：4月30日（水）9:30～
●場所：日和佐公民館3階会議室
※予定は変更となる場合があります。

日和佐診療所の受付時間変更のお知らせ

日和佐診療所☎ 0884-77-1212

令和7年4月から、午後の受付時間が変更となります。
ご協力くださいますよう、よろしくお願い致します。

(変更前)16時30分まで → (変更後)16時00分まで

婦人会の日和佐地区廃品回収のお知らせ

日和佐公民館☎0884-77-0028

下記の日程で日和佐地区の廃品回収を開催します。
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●日付　　：5月11日(日)
●搬入場所：日和佐公民館屋根付き駐車場
●搬入時間：7:30～8:30
●積込時間：7:30～9:00ごろ
●回収物　：古新聞・古雑誌・折込チラシ・電話帳

【注意事項】
・上記以外は搬入しないでください。
・図のように十字に縛ってから搬入してください。
・搬入は、廃品回収当日にしてください。

令和6年度コミュニティ助成事業活動備品の整備

役場政策推進課☎0884-77-3616

赤松公民分館では宝くじ助成事業(一般コミュニティ助成事業)を活用して、イベント時に必要なテント等の整備を行いました。

整備した備品を活用し、地域コミュニティ活動の一層の推進を図りました。

まちの相談カレンダー

5月	1日	木	心配ごと相談	9:00～12:00	医療保健センター(社協事務局)
	7日	水	人権相談	10:00～12:00	日和佐隣保館
	8日	木	心配ごと相談、行政相談、介護相談	9:00～12:00	医療保健センター(会議室)
	9日	金	女性のための生き方なんでも相談	10:00～12:00 13:00～16:00	阿南市役所5階
	13日	火	女性のための生き方なんでも相談	13:00～16:00	阿南市役所5階
	14日	水	行政相談	13:00～15:00	由岐公民館
	15日	木	心配ごと相談	9:00～12:00	日和佐隣保館
	20日	火	女性のための生き方なんでも相談	13:00～16:00	阿南市役所5階
	22日	木	心配ごと相談	9:00～12:00	医療保健センター(社協事務局)
	23日	金	女性のための生き方なんでも相談	10:00～12:00 13:00～16:00	阿南市役所5階
	27日	火	女性のための生き方なんでも相談	13:00～16:00	阿南市役所5階
	29日	木	心配ごと相談	9:00～12:00	医療保健センター(社協事務局)

女性のための生き方なんでも相談は、事前予約が必要です。
【連絡先】
なんでも相談予約電話
☎ 0884-22-0361
【南阿波定住自立圏共生ビジョン】
女性支援パートナーシップ事業です

美波町社会福祉協議会事務局は心配ごと相談を随時受付しております。
【連絡先】
美波町社会福祉協議会
☎ 0884-77-0342
由岐支所
☎ 0884-78-1792
【受付日】
月～金 8:30～17:00
(土・日・祝祭日は休み)

ハンセン病を正しく理解し、偏見・差別をなくしましょう!

ハンセン病とは

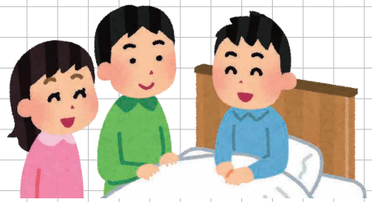

「らい菌」に感染することで起こる病気です。感染症なので、遺伝することはありません。「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気で、現在の日本では感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、皮膚に様々な病的な変化が起こることがあります。治療法のない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありましたが、現在では治療法が確立され、早期発見と適切な治療により後遺症を残すことなく治すことができるようになっています。

かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとり現在は「ハンセン病」といわれています。

ハンセン病の歴史

ハンセン病の歴史は紀元前に始まり、日本では、「日本書紀」や「今昔物語集」に「らい」の記述があります。19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストと同じような恐ろしい伝染病と考えられるようになり、偏見や差別の対象にされることがありました。

▶隔離政策の始まり

日本では当初、明治40年(1907年)に「癩(らい)予防ニ関スル件」が制定されたことにより、各地を放浪する「浮浪らい」と呼ばれるハンセン病患者が施設に収容されましたが、やがて自宅で療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察を伴い度々患者のもとを訪れました。そのうち周囲から家族も偏見や差別の対象とされることがあったため患者は自ら療養所に行くしかない状況に追い込まれていったのです。

昭和6年(1931年)には全ての患者の隔離を目指した「癩(らい)予防法」が制定され、各地に療養所が建設され、全国各地で「無癩(らい)県運動」という名の下に、患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員などが、患者の住居を大掛かりに消毒したことにより、患者だけでなく、その家族たちへの偏見、差別もさらに高まっていきました。

昭和28年(1953年)、「癩(らい)予防法」は「らい予防法」に改正されました。しかし、治療薬が普及しているにも関わらず強制隔離を続け、退所規定が設けられませんでした。一度療養所に入所したら一生そこから出ることができなかったのです。

▶隔離政策の終わり

平成8年(1996年)「らい予防法」が廃止され、ようやく患者隔離政策が終わりました。

平成10年(1998年)入所者らによって、国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起され、平成13年(2001年)に原告の訴えを認める判決が熊本地裁から出されました。国は、控訴を行わず、患者、元患者に謝罪しました。

その後、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、補償金の支給や名誉回復が図られることとなりました。さらに、令和元年(2019年)には、ハンセン病元患者の家族に対しても、隔離政策により極めて厳しい偏見・差別が存在したことを国が認め、謝罪しました。「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、補償金の支給や名誉回復が図られることとなりました。

私たちにできること

約90年にもわたる誤った国の政策によって「ハンセン病は恐ろしい、治らない」という認識が人々に植え付けられ、今なおハンセン病に対する偏見や差別は根強く残っています。

ハンセン病について正しい知識を身に付け、理解することで、偏見や差別をなくすことにつながります。私たちがハンセン病問題について関心をもち、ハンセン病問題を考えることからはじめてみましょう。

ハンセン病元患者のご家族へ

対象となる方々に「補償金」を支給します。
秘密は守られます。まずはお電話でご相談ください。
【厚生労働省　補償金相談窓口】
☎03-3595-2262
受付時間:午前10時～午後4時(月曜日から金曜日)
※土日祝日、年末年始除く。
※請求期限が令和11年11月21日まで延長されました。

町民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会をめざしましょう。
「心温かい人々が暮らす、にぎやかな過疎の町」美波町であり続けるために人権について考え守っていくことが
まさに、“にぎやかそ”美波町まちづくりにつながります。このコーナーでは人権に対する思いを掲載していきます。

ウミガメ News Letter No.40

うみがめの森

日和佐八幡神社の鎮守の森は大浜海岸に沿って広がり、ウミガメの産卵場と人が生活する町の境界にあります。産卵する砂浜の暗さを好むウミガメと生活に灯りが必要な人が共存する時、この森が町の灯りを遮りウミガメが好む砂浜を維持しながら、強風や塩害などから町を守る重要な役割を持つことから「うみがめの森」と呼んでいます。しかし、近年、この森のクスノキなどに枝枯れが目立ち、その役割が弱くなりつつあります。この様な状況では、樹木を弱らせる病害虫や菌類を抑える薬剤注入、根元の土壌入替え、弱った枝の切払い等の対症療法的な処置がとられることが多い様ですが、樹木が健全に生育する環境に着目し、これを整える処置もあります。2月10日～13日に「にぎやかな大浜・宮の森づくり実行委員会」の呼びかけで大勢のボランティアが八幡神社に集まり、早朝から夕方まで境内の巨木の周りで作業が行われました。その作業は、地中を巡る「通気浸透水脈」と呼ばれる地中の水と空気の流れを整えて、樹木の根を健全な状態にすることを目的とした作業です。山、森、川、野原そして砂浜は普段から人の目に見える環境ですが、地中については、直接見ることはない環境です。畑を耕したり土いじりをしたりする時、ミミズや小さな虫を見かけると思いますが、それよりもさらに小さな菌類などが樹木の根と共生関係にある事が注目される様になったのはつい最近のことです。今回の作業は、この共生関係に注目し、また自然環境の中で長い時間をかけて先人が残した知恵を読み解いて現代の環境問題に取り組む「NPO法人地球守」の指導で行われています。うみがめの森を守る活動は、作業範囲を拡げながら今後も続けられ、大浜海岸でのウミガメ保全活動と共に「ウミガメの聖地」を継承する重要な活動になるでしょう。(館長:平手康市)

参考図書:高田宏臣著「土中環境」、同著「よくわかる土中環境」

うみがめについての質問をお送りください。
お答えします!
〒779-2304 徳島県海部郡美波町日和佐浦369 うみがめ博物館カレッタ「質問係」
応募フォーム

Question ウミガメは恐竜が滅びた時代を生きのびたのですか?

Answer 中生代の終わりは、ウミガメや恐竜など多くの種が滅びた時代です。しかし、全てが絶滅したのではなく、その時代を生き残ったウミガメが進化を続け、現代のウミガメになりました。また、恐竜にも生き残った種がいて、それが現在の鳥類に進化したと考えられています。

みなみの海のいきもの図鑑

太平洋に面する美波町では多くの生き物たちが生息しています。このコーナーでは実際に撮影してきたリアルな写真と共にいろんな生き物たちをご紹介します!

クロダイ

クロダイは沿岸域の湾内や岩礁を好む魚です。環境、塩分、水温の適応範囲が広いので、海水魚ですが汽水域や淡水域にまで出没することがあります。雑食性で甲殻類、海藻、小魚など何でも食べます。また、成長過程で性別が変わるという面白い生態を持っています。幼魚のときは、精巣と卵巣の両方を持っていて、2歳頃までは精巣が発達して全てオスの役目を担います。3歳頃からは卵巣も発達し、両性魚になります。4歳頃には個体によって精巣か卵巣のどちらかがなくなり、この時点でオスとメスに分かれますが、ほとんどがメスになります。精巣は卵巣に比べて繁殖に体力をあまり消耗しないため、体が小さい時はオスとして、また体が大きくなると産卵する体力も備わるのでメスに性転換するのです。これは繁殖効率をアップさせるための戦略なのでしょう。(ダイバー:長楽美保)

世界の言語
-World Languages-

このコーナーでは、毎月、世界の様々な言語を紹介していきます。

テーマ：状況に応じたフレーズ②（英語）

「I'd like to ～でスマートに表現しよう!」

今回は、先月に続きレストランや買い物先で使える簡単なフレーズをご紹介します。
「I'd like to ～（～したいのですが）」を使うことで、スムーズに希望を伝えられます!

● I´d like to order this, please.（アイド ライク トゥ オーダー ディス プリーズ）
意味：これを注文したいのですが。

● I´d like to pay by card, please.（アイド ライク トゥ ペイ バイ カード プリーズ）
意味：カードで支払いたいのですが。

I'd は I would の略です。

例）I want to change my seat.
意味：席を変えたい
↓
I'd like to change my seat, please.
意味：席を変えたのですが

「I want to」を「I'd like to」に変えてワンランク上の表現で、スマートにコミュニケーションを取ってみましょう!

町民文芸

●由岐句会

春暁や寝ぼけ気味なる顔洗う　（青山文夫）
飛ぶように過ぎる月日や地虫出づ　（森淨子）
春泥を飛びそこねたる下枝の子　（片山宇野代）
身ひとつ気ままに生きて耕せり　（中川秀司）
聞き流す事も世渡り鳥雲に　（住谷喜舟）
黒潮の海を眼下に山笑ふ　（戎谷久代）
涅槃（ねはん）雪受けて出船の舵を取る　（戎谷利公）
夢の中溶けては消えし春の雪　（四宮朋和）
田植機の音こきざみに目借時　（下町昭）
ひかえ目に手慣れし塩や鰆焼く　（森本富美子）

●投稿川柳

冷え性でコタツよ君といつまでも　（三間精司）／チョコもなしお返しもないホワイトデー（三間精司）

●日和佐短歌会

玄関に友よりと知る蕗の薹春が来たよと言う去年の声　（本庄たゑ子）
浜太郎ボクハイツデモゲンキデス！水底のうた亀の言霊　（四宮朋和）
静寂の窓を開ければ雪景色アダモが歌う恋偲べり　（石川美智惠）
直木賞受けて話題の海亀にまつわる作に心そそらる　（福井郁子）
この世をば我世とぞ思うトランプのやる事なす事世界の迷惑　（吉坂忠幸）

●投稿短歌

金婚式を終えても巡る朝々に嫁ぎし家の仏飯を盛る　（下町昭）

●日和佐句会

めっきりと口数減りて卒業す　（白河輝女）
金泥のひかりの帯や春夕焼　（橋本まり子）
グラウンドの砂塵巻きあぐ春一番　（福井咲希）
黄砂吹き洗濯物をはたく日や　（森公子）
門前に農家の出店初薬師　（本庄潮乃）

●時雨庵俳句

おもしろや椿祭りの輪に入りて　（名田みや女）
ご法話やおぼろ月夜の畦伝い　（勝瑞屋千春）
観梅や乳臭き児の笑顔かな　（勝瑞屋小春）
干し柿や先ず指先で味を聞く　（勝瑞屋高春）

※町民文芸に掲載をご希望の方は、前月の 20 日までに政策推進課までお送りください。

28 _ 美波の文化・歴史を訪ねる

【お問い合わせ】日和佐公民館☎ 0884-77-0028
由岐公民館☎ 0884-78-0007

美波町の各所に残る文化財や史跡を写真とともに紹介していきます。

東北・三陸の海へも進出した美波の漁師

明治35年（1902）、志和岐の楠本勇吉は当時大阪船といわれた帆船（櫓漕ぎ船）で、親子2人で一本釣りを試みつつ、岩手県三陸沿岸へ漁場視察に行った。そこで大船渡の漁師と出会ったが、その漁師は楠本親子の一本釣り漁法が画期的であるのに驚き大船渡に招かれた。楠本はそこを根拠地として一本釣りを操業しつつ、数多くの地元の漁師たちにテンテン釣りと呼ばれるこの漁法を指導した。さらに楠本はこの海域が漁場として有望であるのに気付き、翌36年（1903）には漁船2隻を神戸から取寄せ、多数の船員を雇って操業した。日露戦争のため一旦志和岐に帰ったが、同38年（1905）には再度出漁、大正初めまで続けた。楠本勇吉の人柄や技術、さらに地元漁師への指導の功績は大きく認められ、明治44年（1911）には気仙郡長から感謝状が贈られ、さらに大正6年（1917）には大船渡港を見渡す丘の上に立派な功労記念碑が建てられた。また昭和46年（1971）には、大船渡市の小学校社会科副読本に「楠本勇吉と大船渡の漁業」として大きくその功績が紹介されています。

※写真は志和岐漁港の様子です

HIWASA Library News
2025.Apr. No.229

●新刊図書案内

猫の刻参り
著 宮部 みゆき（新潮社）

江戸は三島屋の次男坊富次郎は、変わり百物語の二代目聞き手。数奇な身の上話を聞き捨て、一話ごとに墨絵にしている。一方、兄・伊一郎の縁談を巡って、三島屋は大騒動に巻き込まれてしまう…。

●おすすめ図書

にぎやかな過疎をつくる 農村再生の政策構想
著 小田切徳美（農山漁村文化協会）

過疎地域にもかかわらず、にぎやかな農山漁村をつくるには。コロナ後の社会と2025年基本計画以降の展開を見据え、農村の過去から現在、そして未来への展望まで総合的に見通す。「農村政策の変貌」の続編。

●図書資料館イベント

イベント	日程	時間
おはなしの時間	4/19（土）	10:30～11:00
喜寿4人展	4/6（日）～4/23（水）	

新刊一般図書

- ●C線上のアリア：湊 かなえ
- ●ブレイクショットの軌跡：逢坂 冬馬
- ●受け手のいない祈り：朝比奈 秋
- ●亡霊の烏：阿部 智里
- ●そういえば最近：寺地 はるな
- ●世界99　上・下：村田 沙耶香
- ●オール電化・雨月物語：青柳 碧人
- ●片腕の刑事：竹中 篤通

新刊児童書

- ●ジャジャーン!：いわい まき
- ●おもちのおふろ：苅田 澄子
- ●おはしをじょうずにもてるかな：深見 春夫
- ●ノラネコぐんだんピザをやく：工藤 ノリコ
- ●ようかいむらのめでたししちごさん：たかい よしかず

美波町読書友の会、会員募集中です。
詳しくは図書館までお問い合わせください。

● 4 月の予定

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19 ★
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

● 5 月の予定

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17 ★
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

● 休館日（毎週月曜日（祝日に当たるときは翌日も）、祝日、年末年始）　♥ イベント　★ おはなし会

美波町日和佐図書・資料館☎ 0884-77-2733
開館時間：火曜日～金曜日 10:00 ～ 18:00　土曜日・日曜日 10:00 ～ 17:00

TOPICS - まちの話題 -

防災に関する物品を贈呈していただきました。ありがとうございました。

災害用移動炊飯器「専用鉄板」を贈呈いただきました

日本赤十字社徳島県支部から災害用移動炊飯器「専用鉄板」を贈呈いただきました。

今後、避難訓練や実際の災害時の非常食提供に使用させていただきます。

防災関連物品「ポータブル発電機」を贈呈いただきました

四国電力株式会社から防災関連物品「ポータブル発電機」を贈呈いただきました。

今後、もしもの災害時やイベント等で、大切に使用させていただきます。

社協だより

●預託

▶金一封　中由一様（赤松）
御内室　浩子様の香典返しとして

人口と世帯（令和7年2月28日現在）

●人口　：5,685人　（-10）
●世帯数：3,037世帯　（+2）

にぎやかそクイズ & アンケート

●問題

クロダイは、沿岸域の湾内や岩礁を好む雑食性の魚で、甲殻類や海藻、小魚などさまざまなものを食べます。

また、成長過程で性別が変わるという興味深い生態を持ち、2歳頃まではオスとしての役割を果たし、3歳頃からはメスの役割も備えた両性魚になります。そして4歳頃にはオスまたはメスに分かれますが、多くはどちらか一方の性になると言われています。では、4歳以降は主にオスとメスのどちらになるでしょう?

※答えは誌面に記載しています。

●アンケート

1) 今月号でよかった内容や写真を教えてください。
2) 取り上げて欲しい内容や企画があればお聞かせください。
3) 広報に関するご意見・ご感想・町内で活躍されている方などありましたらお聞かせください。

●応募方法

クイズの答え、住所、氏名、アンケートをご記入のうえ、下記の方法でご応募ください。政策推進課もしくは由岐支所にご持参いただいても結構です。正解者の中から抽選で記念品をお送りいたします。当選者の発表は、記念品の発送をもって代えさせていただきます。

4/23（水）締切

▶郵送での応募
〒779-2395
徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
美波町政策推進課「広報4月号」係

▶メールでの応募
seisakusuishin@minami.i-tokushima.jp
件名：「広報4月号係」まで

QRコードから応募できます。

前回の答え「表門」、16通の応募がありました。
ご応募いただきありがとうございました。

広報みなみ -minami-
No. 229 2025年4月11日発行
●編集発行：美波町役場政策推進課☎0884-77-3616
〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
●印刷　：米崎印刷株式会社
美波町HP